

京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす



ご相談

母子父子寡婦

就業相談・一般相談（面接・電話相談）

スキルアップや就職・転職・職場の悩み・子どもとのことなどなんでもご相談ください。

無料法律相談（面接相談）

法律に関する問題に毎月女性の弁護士が相談に応じます。電話での予約が必要です。（相談無料）
午後1時～3時まで（1コマ30分）



就業支援

ハローワーク巡回相談（要予約） 母子父子

児童扶養手当受給者が対象です。ハローワーク就労支援ナビゲーターが巡回等を行い相談に応じます。ハローワークへの登録や職業紹介もご案内いたします。

就職準備セミナー（受講料無料・保育無料） 母子父子寡婦

就職・転職・仕事の維持、スキルアップなどお仕事に関する知識を学んだり情報を得る場です。
効率よくしっかり学べます。



パソコン講習会（受講料無料・保育無料） 母子父子寡婦

パソコンが無い方も大丈夫！自学自習もバックアップします！

- ①はじめてパソコン講座（基礎知識・基本操作学習）
- ②就業支援パソコン初級講座（基本操作可能な方対象）

mama*cafe（ママカフェ） 母子父子

母子家庭のお母さんの楽しい交流の場です。
みんなで、子育てや仕事のこと、楽しかったこと、悲しかったこと、今までのことや、これからのこと、同じ目線・同じ立場でお話しませんか？



今年は父子家庭のお父さんも参加できるママ・パパカフェや、父子家庭のお父さんだけのパパカフェを開催予定です。

行事・イベント

母子父子

ファミリーネットワーク

京都市内のひとり親家庭の親と子どもさんが交流できる、季節に応じた楽しい行事をしています。

生活支援講習会

子育て、養育費等の生活に役立つ講習会や、親子のふれあいの場となるクッキング教室等を開催しています。



貸出し

着物（七五三・成人式・結婚式など）やスーツ（就職活動）の貸出しを行っています。

土曜・日曜日こそ 親子で学ぼう！親子で遊ぼう！

“ゆめあす”活用術！Q&A

Q. パソコンを習いたいのですが仕事しながら学べますか？

A. 『はじめてパソコン講習』『就業支援パソコン初級講習』を土日に開催しております。

Q. 就職準備セミナーってどんなことしているの？就職する人が対象？

A. 就職・転職だけが目的ではありません。仕事に役立つ様々な学習を、専門の先生を招いて学習します。セミナーは1日完結型なので、しっかり学べるよう、ゆめあすでは全力で応援！相談員も随時相談に応じています。

Q. 講習会や就職準備セミナーに参加したいけれど、子どもを連れて行っても大丈夫？

A. 1才以上就学前のお子さんを対象に無料で託児を行っています。小学生以上のお子さんについては併設の児童館をご利用ください。

Q. 休日に、子どもを遊びに連れて行きたいのですが、ひとりで不安です。

A. “ゆめあす”では、移動小動物園や、七五三撮影会、年賀状教室など、親子で楽しめる催しを開いています。ゆめあす以外にお出かけすることもありますよ！楽しい思い出を“ゆめあす”でつくりませんか？詳しくは、ホームページをご確認ください。

京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす

606-0846 京都市左京区下鴨北野々神町 26 番地
北山ふれあいセンター内

電話 075-708-7750 FAX 075-708-7833

【開館時間】10:00~18:00 【休館日】火曜・祝日
12月28日~1月4日

◎市バス4番・北8『野々神町』すぐ ※駐車場はありません
◎市営地下鉄『北山』駅下車 東へ徒歩5分 （駐輪場あり）
市営地下鉄『松ヶ崎』駅下車 西へ徒歩5分（エレベーター利用はこちらが便利）

<https://yumeasu.com/>



ともだち追加は
こちらから！





令和6年度ゆめあす 今後のスケジュールご案内



<セミナー・パソコン講座共通>
 ・各講座応募多数の場合抽選
 ・無料託児あり
 (1歳～未就学児 要予約)

下記は就業自立関連のスケジュールです。
 ゆめあすでは他にも楽しいイベントを開催予定です。
 LINEのお友達に追加していただくと、随時お知らせが届きます。



11月

簿記入門講座

一般事務で求められる経理のお仕事について学びます。簿記の知識がない方もご参加いただける、実務に即した内容。
 日時 11月10日@10:30～16:30 (昼休憩1時間)
 講師 山田福輪氏
 定員 30名 テキスト代 2,200円
 申込期間 10月1日～10月31日 17時まで



1月

①調剤事務 ②医療事務 入門セミナー

調剤事務・医療事務のお仕事内容・資格について知るセミナーです。
 日時 令和7年1月11日④
 ①調剤 10:30～12:00 ②医療 13:00～15:30
 講師 ㈱ソラスト
 定員 30名
 申込期間 令和6年12月1日～12月25日 17時まで



11月

日商簿記3級 体験講座

簿記試験に触れてみましょう。解き方をわかりやすく解説。簿記知識がある方又は簿記入門講座を受講した方対象。
 日時 11月17日@11:00～16:30/24日@10:30～17:00
 講師 山田福輪氏 定員 30名
 テキスト代 1,870円 (他に簿記入門講座のテキストが必要)
 申込期間 10月1日～10月31日 17時まで



3月

仕事に役立つ ①IF関数で条件処理 ②VLOOKUP関数 ③データベース Excel講座

苦手意識が強いExcelの集中講座。Excelのスキルアップで就職活動やキャリアアップにつなげましょう。ゆめあすワードエクセル初級講座修了者または同等レベルの方対象。
 ①IF関数で条件処理：複数条件を使いこなして仕事の効率化をめざしましょう。
 ②VLOOKUP関数：元になる表を検索して、その中から合致するデータを転記します。
 ③データベース機能を使えば大量のデータを集計・分析できます。データベースを作成するための基礎知識と便利な機能を学びます。
 日時①令和7年3月23日@ 10:30～12:30
 ②令和7年3月23日@ 13:30～15:30
 ③令和7年3月30日@ 13:30～15:30
 講師 ㈱キャリア総研 西山由希子氏 定員 各15名
 申込期間 令和7年2月1日～3月7日 17時まで



12月

事務処理UP↑ポイントセミナー ①Word ②Excel

日商PC検定3級の内容に沿って、実務的なWord/Excelのスキルを学びます。ゆめあすワード・エクセル初級講座修了者または同レベルの方対象。
 日時 12月8日@
 ①10:30～12:30 ②13:30～16:30
 講師 ㈱キャリア総研 小城弥生氏
 定員 各15名
 申込期間 11月1日～11月22日 17時まで



ホームページにて、各セミナー、ママカフェ、パソコン講座の詳細がご覧いただけます。
<https://yumeasu.com/>

ママカフェの予定☞

パパカフェの予定☞

ママ・パパカフェの予定☞

9月11日	大人の食育
10月9日	ハンドマッサージ
11月13日	ペーパークラフト
2月	パパカフェ
3月26日	親子で学ぼう！おこづかい教室

就労支援のための無料パソコン講座レベルに応じた2つの講座があります

無料パソコン講座のご案内

定員15名
 時間13:00～16:00

	はじめてパソコン講座	ワード・エクセル初級講座
内容	パソコンの基本操作(キーボード操作・タッチタイピング・フォルダとファイルの操作・インターネット・メール操作)	Word/Excelの基本操作(ファイル操作・ビジネス文書作成・表の挿入編集・画像図形・印刷・関数・グラフ・データベース機能)
テキスト代	500円	1,000円
対象	パソコンに触るのは初めての方、基本操作に自信がない方	はじめてパソコン講座修了者、または同レベルの方
日程	8/31と9/7 (8/15申込)	令和7年1/18と1/25 (申込期間12/1～1/5)
		9/14～10/26毎土曜日 (8/15申込)
		令和7年2/1～3/15 毎土曜日 (申込期間12/1～1/5)

こんなときは必ず届出をしてください

次のような場合には、速やかにお住まいの区の区役所・支所子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所）で必要な手続きを行ってください。

万一、必要な手続きを行わず、そのまま手当を受け続けておられると、例えば、既に婚姻等で資格喪失となるような場合には、資格がなくなった月までさかのぼって、その翌月分からはすべて過払いとなってしまい、返還していただくこととなりますので、必要な手続きは必ず速やかにお願ひします。

また、受給資格が確認できない場合は、手当を一時差し止めることがあります。

◎ 資格喪失となる場合

次に該当する場合は、児童扶養手当を受ける資格がなくなりますので、「資格喪失届」を提出してください。

- ① あなたが婚姻したとき（婚姻届を出していないが、事実上生活を共にしている場合や住民票等で婚姻関係と同様の状態と判断できる場合などを含みます。）
- ② あなたが児童を監護（養育）しなくなったとき
- ③ 児童が別れた父（母）と同居するようになったとき
- ④ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く。）に入所したとき
- ⑤ 受給している人又は児童が日本に住まなくなったとき
- ⑥ 受給している人又は児童が死亡したとき
- ⑦ 遺棄の状態でなくなったとき。例えば、1年以上連絡がなかった配偶者から連絡があったときなど。（支給事由が「遺棄」の場合）
- ⑧ 拘禁が終了したとき（支給事由が「拘禁」の場合）
- ⑨ 児童が婚姻したとき（婚姻により成人とみなされ児童でなくなります）
- ⑩ その他手当を受ける資格がなくなったとき

◎ 市外に転出された場合

京都市以外の市区町村に住所を異動される場合は、速やかに「児童扶養手当住所変更届（市外転出用）」を提出してください。

引き続き手当を受ける資格がある場合は、必ず新しい住所地の市区町村で手続（児童扶養手当転入届）を行ってください。

◎ 公的年金等を受けることができるようになった場合等

あなた又は児童が公的年金等（遺族年金、老齢年金、障害年金などの公的年金又は遺族補償）を受けることができるようになった場合や公的年金等を受けなくなった場合又は受給額が変更になった場合には、児童扶養手当の額が変動しますので、必ず手続を行ってください（年金額（障害基礎年金等の場合は子の加算額）が手当額を下回る場合にはその差額分の手当を支給します。）。

養育費に関する申告書

- 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、下記及び裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。

あなた又は児童の養育費受け取りの有無	あり・なし
① あなたが受け取った養育費の額	(5 年 1 月分から 5 年 12 月分まで) 円
② 児童が受け取った養育費の額	(5 年 1 月分から 5 年 12 月分まで) 円
(備考)	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 _____

※受付年月日	年 月 日	※区役所・支所 担当者名	
--------	-------	-----------------	--

- ※の欄は記入する必要はありません。

(この申告書はどのようなものか)

この申告書は、前年に前夫(前妻)等(児童扶養手当の支給対象となっている児童の父(母))からあなた又はあなたの監護する児童(以下「児童」という。)が受け取った養育費の有無、受け取られた場合その額を申告するためのものです。

この申告書は、児童扶養手当の支給を適正に行うための資料として提出していただくものであり、その他の目的には一切使用しません。

(記入にあたって)

- 「あなた又は児童の養育費受け取りの有無」欄に、前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中にあなた又は児童が受け取ったかどうか、該当する方に○をしてください。
- 「あなた又は児童の養育費受け取りの有無」欄で「あり」に○をされた場合、前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中に受け取った額を「①あなたが受け取った養育費の額」「②児童が受け取った養育費の額」にそれぞれ記入してください。（どちらかがなしの場合は0円と記入してください。）
- どのようなものが養育費に当たるかは、裏面を参考にしてください。

*例えばあなたの受給資格が母である場合

- 前年（1月から9月の間に認定請求される場合は前々年）中に児童の父からあなた又は児童が受け取った養育費のそれぞれ8割に相当する額の合計額を、手当額を計算するときの所得額として算入します。（児童扶養手当法施行令第4条）
- 児童の父から直接児童に支払われた養育費は母の所得額として算入されますが、児童の父以外の者（児童の祖父母等）から支払われた仕送り等は、所得額には算入されません。

(養育費について)

- 養育費とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
- ① 児童扶養手当を受給しているあなたに監護されている児童の父親（父子家庭の場合は母親）が支払ったものであること。
 - ② 受け取った者があなた又は児童（あなた又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
 - ③ 父親（父子家庭の場合は母親）からあなた又は児童に支払われたものが、金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券等）であること。
 - ④ 父親（父子家庭の場合は母親）からあなた又は児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）郵送、あなた又は児童名義の金融機関等の口座への振込みであること。
 - ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等ローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に関係ある経費として支払われていること。

※ 従って、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給しているあなたに監護されている児童の父親（父子家庭の場合は母親）以外から支払われたもの
- ② 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（自動車、家財道具等）の場合
- ③ 支払方法が、あなた又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ④ 「慰謝料」「財産分与」として支払われる場合

- (注) 1 受給者が未婚の母親である場合
父親が児童を認知しており、かつ、上記の養育費の要件に該当する場合、「養育費」に該当します。
- 2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合
自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記の養育費の要件に該当する場合、「養育費」に該当します。
- 3 児童が2人以上で、そのうち何人かが児童扶養手当の対象児童ではない場合の「養育費」は、次のとおりです。
- (1) それぞれの児童に係る養育費の額が取り決められている場合
児童扶養手当の対象児童に係る養育費のみが該当します。
 - (2) 取り決めがなされていない場合
$$\text{「養育費」} = \text{養育費の合計額} \times \frac{\text{児童扶養手当対象児童の人数}}{\text{児童の合計人数}}$$

上記の計算式で算出した額が「養育費」に該当します。
(1円未満は四捨五入)
- 4 養育費保証会社から支払われた場合
養育費の保証会社が児童の父親（父子家庭の場合は母親）が支払うべき養育費を立て替えて支払った場合、「養育費」に該当します。

- 養育費がどうか分からない場合は、お住まいの区の区役所・支所子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所）にお問い合わせください。

⑥-1 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ・児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（表）

※ 各区役所・支所受付年月日 年 月 日		※ 子ども家庭支援課への送付年月日 年 月 日	
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>			
(ふりがな)		証書番号	第 号
氏 名		電話番号 (昼間に連絡できる電話 番号をご記入ください)	()
住 所			
<p>次の1から5までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、別紙「必要書類に関する注意事項」2に掲げる書類（添付書類）のいずれかを添えてください。</p> <p>1 就業している。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2①参照</p> <p>2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2②参照</p> <p>3 身体上又は精神上的の障害を有している。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2③参照</p> <p>4 負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2④参照</p> <p>5 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2⑤参照</p>			
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>(宛先) 京都市長</p>			
※※ 通 知		年 月 日	第 号
備 考			

◎別紙「必要書類に関する注意事項」をよく読んでから記入してください。

◎※は区役所・支所で、※※は子ども家庭支援課で記入します。

児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ

○ あなたは、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件（別紙「必要書類に関する注意事項」1参照）に該当しています。

○ この場合、下記の締切までに必要な書類を提出していただければ、令和6年11月以降も、これまでどおり児童扶養手当を受給することができますが、必要な書類を提出されなかった場合は、令和6年11月分から児童扶養手当の2分の1が支給停止されます。

※ 所得の状況や家族の状況等に変化があった場合は、この限りではありません。

原則として、令和6年8月1日から8月31日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（このお知らせの裏面になりますので、そのまま使用してください。）及び添付書類（以下これらをまとめて「必要書類」といいます。）を現況届に添付して各区役所・支所の子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所の保健福祉第一担当。以下同じ。）まで持参してください。

※ やむを得ず締切後に提出される場合は、令和6年11月末日までに現況届に添付して必要書類を各区役所・支所の子どもはぐくみ室まで持参していただきますと、これまでどおり児童扶養手当を受給することができます（ただし9月1日以降にお持ちになった場合、手当の支払いが遅れることがあります。）。

○ 締切を過ぎて、必要書類を提出された場合、児童扶養手当の2分の1が支給停止される可能性がありますので、締切は厳守してください。

○ わからない点などがある場合には必ずお住まいの区の区役所・支所子どもはぐくみ室（京北地域の方は京北出張所）までご連絡ください。

ご注意！！ 上記のとおり、必要書類は、現況届に添付する必要があることから、7月31日以前の受付は一切できませんので、くれぐれもご注意ください。

⑥-2、3共通 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書

※ 各区役所・支所受付年月日 年 月 日		※ 子ども家庭支援課への送付年月日 年 月 日	
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>			
(ふりがな)		証書番号	第 号
氏 名		電話番号 (昼間に連絡できる電話番号をご記入ください)	()
住 所			
<p>次の1から5までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、別紙「必要書類に関する注意事項」2に掲げる書類(添付書類)のいずれかを添えてください。</p> <p>1 就業している。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2①参照</p> <p>2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2②参照</p> <p>3 身体上又は精神上の障害を有している。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2③参照</p> <p>4 負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2④参照</p> <p>5 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。 ⇒ 「必要書類に関する注意事項」2⑤参照</p>			
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>(宛先) 京都市長</p>			
※※ 通 知		年 月 日	第 号
備 考			

◎別紙「必要書類に関する注意事項」をよく読んでから記入してください。

◎※は区役所・支所で、※※は子ども家庭支援課で記入します。

必要書類に関する注意事項

- 児童扶養手当は、受け始めてから5年経過する等の要件に該当したときには、手当の一部が減額されることがあります。要件該当後も減額されずに、これまでどおり手当を受けるためには、必要書類の提出等の手続をしていただく必要があります。
- この手続は、要件に該当した時に1回と、その後の現況届提出時に毎年行っただけが必要です。
ただし、この要件に該当した際、手当が全部停止になっていた方については、この手続の対象となりませんので、現況届提出時の今回が初めての手続になります。

1 「児童扶養手当を受け始めてから5年経過する等の要件」について

- ① 支給開始月の初日から起算して5年
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年

①又は②のうちいずれか早い方を経過したときが要件に該当したときです。

※ ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌日の初日から起算して5年を経過したときとなります。

※ 受給資格者が養育者である場合は届出不要です。

2 「添付書類」について

「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の添付書類とは、下記の①、②、③、④、⑤のいずれかを指します（二重線を引いている書類の用紙は、同封しています。）。

①あなたが就業している場合

- 雇用されている場合は、「雇用証明書（様式1の1）」、雇用契約書の写し、在宅就業（内職）等を行っていることが明らかにできる書類、賃金支払明細書の写し（あなたと、あなたの勤める会社名が示されているものに限り、）、健康保険証（京都府国民健康保険の保険証は不可）の写し等のうちのいずれかの書類
- 自営業に従事している場合は、「自営業従事申告書（様式1の2）」

②あなたが求職活動等の自立を図るための活動をしている場合

- 求職活動等を行っている場合は、「求職活動等申告書（様式2）」、雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く。）を受給している場合は、受給資格者証の写し 等
- 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写し 等
- 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書（原本のみ可。写しは不可）等
※学生証は不可
- 通信講座の場合は、講座の主催者が受講中であることを証明した書類（原本のみ可。写しは不可）

③あなたが身体上又は精神上の障害を有している場合

- 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し
- 療育手帳（A）の写し
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のいずれかの写し
- 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

- ④あなたが負傷・疾病等により就業することが困難な場合
- 特定疾患医療受給者証（票）の写し
 - 特定疾病療養受療証の写し
 - 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師（原則としてかかりつけ医）の「診断書（様式3）」
 - その他、負傷・疾病等により就業が困難であることを明らかにできる書類（自立支援医療受給者証は不可）
- ⑤あなたが監護する児童又はあなたの親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることにより、あなたがこれらの方の介護を行う必要があり、就労が困難である場合は、児童や親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、「介護事実についての確認のお願い（様式4）」を添付してください。
- 上記③、④に掲げる書類のいずれか
 - 介護保険被保険者証（要介護の認定を受けているものに限る。）の写し
 - 児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

3 「添付書類」の有効期限について

上記2に掲げる添付書類は、次の要件を満たすものが有効になります。

- ① **令和6年6月末日以前に児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方**
令和6年6月から令和6年8月末日までの間のいずれかの時点であなたの状況が明らかになるもの
- ② **令和6年7月末日に児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当する方**
令和6年5月から令和6年8月末日までの間のいずれかの時点であなたの状況が明らかになるもの
- ③ **令和6年8月末日～令和7年7月末日に児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当する方**
令和6年6月から5年を経過する等の要件に該当する月の末日までの間のいずれかの時点であなたの状況が明らかになるもの

・例えば、③に該当する方のうち令和6年8月末日に5年を経過する等の要件に該当する方は、令和6年6月から同年8月末日までの間のいずれかの時点で、①就業している、②求職活動をしているなどの記載があれば、有効な書類となります。

・健康保険証には、有効期限が記載されていないものがあると思われませんが、現在使用されているものであれば、差し支えありません。

4 その他

・締切（8月末日）後に必要書類を提出された場合、事務手続上、一旦2分の1に減額した手当をお支払いし、残り2分の1については、後日お支払いすることがあります。また、11月末日までに、必要書類が提出されない場合、児童扶養手当の2分の1が支給停止される可能性があります。

・令和6年11月以降に全部停止となる方については、原則として必要書類を提出していただく必要はありませんが、所得更正等により、児童扶養手当を受けることとなった場合、必要書類が提出されていないと児童扶養手当の2分の1が支給停止される可能性があります。

・「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を受け取った後、京都市に必要書類を提出せずに、転出した場合は、転入した自治体に、児童扶養手当の転入届と共に必要書類を提出してください。

- **締切を過ぎて、必要書類を提出された場合、児童扶養手当の2分の1が支給停止される可能性がありますので、締切は厳守してください**

この申立書の提出が必要な方

受給者（配偶者及び扶養義務者は不要）で、

平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの方を令和5年の所得税法上の扶養親族としている方

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（令和6年度）

○私の所得税法上の扶養親族のうち、令和5年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	令和5年中の 就労の有無	別居の場合の住所
1		年 月 日	有 ・ 無	
2		年 月 日	有 ・ 無	
3		年 月 日	有 ・ 無	

（注意事項）

- この申立書は、「児童扶養手当現況届」を提出する方が、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がある場合に、ご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童（いわゆる里子）である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（請求日が1月から9月までの間にある場合は、前々年）分の所得税法上の合計所得金額が48万円以下である
 - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない
- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。

この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

年 月 日

氏名

様式1の1

雇 用 証 明 書

氏 名	
住 所	

上記の者を、[昭和・平成・令和 年 月 日]
から、[現在・平成・令和 年 月 日] まで
当事業所において雇用していることを証明する。

年 月 日

事業所の
名 称

代表者名

所 在 地

電話番号

()

※代表者には、支社長、支店長、営業所長、店長などを含みます。

自 営 業 従 事 申 告 書

従事している 自営業の種類・内容	
事業所の 名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	

（宛先） 京都市長

上記のとおり [昭和・平成・令和 年 月 日] から、
[現在・平成・令和 年 月 日] まで自営業に従事
していることを申告します。

年 月 日

申 告 者
氏 名

住 所

求 職 活 動 等 申 告 書

あなたの求職活動等の状況について、該当する番号を○印で囲んでください。
(下の(注)をよく読んでから裏面も記入してください。)

- 1 母子・父子自立支援プログラム（生活保護の自立支援プログラムを除く。）に基づき就労支援を受けている。 ⇒ (裏面) (ア)、(イ) A、(ウ)
- 2 母子家庭等就業・自立支援センターを利用して求職活動をしている。
⇒ (裏面) (ア)、(イ) A、(ウ)
- 3 公共職業安定所を利用して求職活動をしている。
⇒ (裏面) (ア)、(イ) A、(ウ)
- 4 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。
⇒ (裏面) (ア)、(イ) A、(ウ)
- 5 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。
⇒ (裏面) (ア)、(イ) B、(ウ)
- 6 生活保護を受給しており、福祉事務所の就労施策を利用している。
⇒ (裏面) (ア)、(イ) C

(宛先) 京都市長

私の求職活動等の状況について、上記のとおり申告します。

年 月 日

(受給資格者氏名) _____

(注) 1 求職活動等申告書中、1～5に該当する方は「求職活動支援機関等利用者記入欄」(裏面) (ア)、(イ)に必要事項を記入して、証明を受けてください。

求職活動等申告書中、2に該当する方のうち、京都市ひとり親家庭支援センターにおいて求職活動等をされている方（同センターに氏名を明らかにして求職活動をしている方に限ります。）は、「求職活動支援機関等利用記入欄」(裏面) (イ) Aに必要事項を記載してください。京都市で申告内容を確認しますので、証明を受けていただく必要はありません。

ただし、京都市で申告内容を確認することを望まない場合は、ご本人自ら、京都市ひとり親家庭支援センターで証明を受けてください。

2 求職活動等申告書中、6に該当する方は、「求職活動支援機関等利用記入欄」(裏面) (ア)、(イ) Cに必要事項を記入してください。福祉事務所で申告内容を確認しますので、証明を受けていただく必要はありません。

ただし、福祉事務所内で申告内容を確認することを望まない場合は、ご本人自ら、生活保護担当課で証明を受けてください。

	<p>(ア) 制度利用に係る資料として京都市へ提出する必要がありますので、下記について証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>求職者氏名 _____</p> <p>住 所 _____</p>	
<p>求職活動支援機関等利用者記入欄</p> <p>(イ)</p>	<p>あなたの求職活動支援機関等の利用状況について、該当する番号を○印で囲み、<u>Aの1</u>又は<u>Bの1の登録が有効であることに加え</u>、その他該当する<u>求職活動を行った直近の年月日を合計2つ以上</u>記入して下さい。</p> <p>A 母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、民間職業紹介所の利用</p> <p>1 求職登録が有効 年 月 日現在</p> <p>2 求人情報の提供 年 月 日 / 月 日</p> <p>3 職業相談 年 月 日 / 月 日</p> <p>4 職業紹介 年 月 日 / 月 日</p> <p>5 就職活動セミナーなど講習会の受講 年 月 日 / 月 日</p> <p>B 労働者派遣会社の利用</p> <p>1 労働者派遣登録が有効 年 月 日現在</p> <p>2 具体的な派遣先企業を提示 年 月 日 / 月 日</p> <p>C 福祉事務所施策の利用</p> <p>1 自立支援プログラムに参加 年 月 日 / 月 日 (就職活動報告書の提出日)</p> <p>2 就労支援員制度の利用 年 月 日 / 月 日 (就労支援員の支援を受けた日。電話等による支援を含みます。)</p> <p>※ 上記活動については、別紙「必要書類に関する注意事項」3の期間内に行われたもののみ有効となります。</p>	
<p>事業所・機関等証明欄</p> <p>(ウ)</p>	<p>上記について相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事業所・機関等の名称 _____ ※ 代表者名 _____</p> <p>所在地 _____ 電話番号 _____</p> <p style="text-align: right;">()</p>	
<p>証明欄</p> <p>(エ)</p>	<p>上記について相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福祉事務所長 印</p>	

※ 事業所の代表者には、支社長、支店長、営業所長、店長などを含みます。

診 断 書

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病 名 _____

<病 状>

以下のうち該当する番号を○印で囲み、（ ）に必要な期間を記入してください。 （例 約6箇月）

- 1 今後、概ね1箇月以上（ ）の期間、入院加療が必要である。
- 2 今後、概ね1箇月以上（ ）の期間、在宅で安静が必要である。

※ 概ね1箇月以上、入院加療又は在宅で安静が必要な場合のみ診断書を作成してください。

上記のとおり診断します。

年 _____ 月 _____ 日

医療機関所在地
医療機関名
医師名

介護事実についての確認のお願い

民生委員・児童委員		年 月 日	
様			
申立人 住所			
氏名			
<p>児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届出書を提出するために必要なので、私が下記の児童又は親族を現在介護していることの確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
介護している児童 又は親族の氏名		生年月日	年 月 日
続柄			
介護している理由	(例 他に介護できる者がいない等)		
介護の状況	(例 食事、入浴の介助等)		
民生委員 児童委員 確認欄	<p>上記の申立てが事実であることを確認します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申立人</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">民生委員・児童委員</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>		

注1 太線の枠内に事前に記入のうえ、民生委員・児童委員確認欄に必要事項を記入してもらってください。民生委員・児童委員に介護の事実を確認してもらったこの書類と下記2に掲げた書類を児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に添付して、各区役所・支所の子どもはぐくみ室に提出してください。

2 民生委員・児童委員に介護の事実を確認してもらう際には、申立人が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等にあることを証明する下記の書類のいずれかを持参してください。

- 児童又は親族が下記の障害、疾病等に該当する場合のみ対象となります。
- ①身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し、②療育手帳（A）の写し、③精神障害者保健福祉手帳1級、2級のいずれかの写し、④特定疾患医療受給者証（票）の写し、⑤特定疾病療養受療証の写し、⑥診断書（様式3）、⑦介護保険被保険者証（要介護の認定を受けているものに限る。）の写し、⑧児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類